

東京音楽大学音楽学部転専攻及びコース変更に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東京音楽大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定に基づき、転専攻及びコース変更（以下「転専攻等」という。）に関し必要な事項を定める。

（出願資格）

第2条 本学学部に1年以上在学する者（見込み者を含む）とする。

（出願手続）

第3条 転専攻等を志願する者は、指定された期間内に、所定の書類により、学長にその旨を願い出なければならない。

- 2 前項の手続きは、「転専攻等実施要領」に定める。
- 3 同じ年度に、複数の専攻（コース）に転専攻等の出願をすることはできない。

（転専攻等志願者の選考）

第4条 転専攻等の選考は、年度末に実施する。

- 2 転専攻等の選考は、次の専攻（コース）において実施するものとする。
 - （1）声楽専攻
 - （2）器楽専攻
 - （3）作曲指揮専攻（作曲「芸術音楽コース」）
 - （4）作曲指揮専攻（指揮）
 - （5）音楽文化教育専攻
 - （6）ミュージック・リベラルアーツ専攻
 - （7）ミュージックビジネス・テクノロジー専攻
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合は、他の専攻（コース）においても、学長が転専攻等の選考実施を認めることができる。
- 4 転専攻等の選考は、原則として、書類審査（既修得単位の評価審査を含む。）、転専攻等試験をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他専攻（コース）において適切と認める方法を加えることができる。

（時期）

第5条 転専攻等の時期は、春学期の始めとする。

(許可)

第6条 第4条に掲げる転専攻等の選考に合格した者には、学長が教授会の意見を聴いて、転専攻、コース変更を認めることができる。

(在学年限等)

第7条 転専攻等を許可された者の転専攻等後の在学年限は、原則として原初入学年次から通算するものとする。

2 転専攻等を許可された者は、転専攻等した年度から2年間以上の在学期間を必要とする。

(既修得単位等の認定)

第8条 転専攻等を許可された者が、転専攻等の前に修得した単位について、転専攻等後の卒業要件単位として認定を希望するときは、別に定めるところにより、学長に認定申請を行わなければならない。

(制限)

第9条 転専攻等を許可された者は、転出した専攻(コース)に再び戻ることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、器楽専攻(ピアノ)の在籍については、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会において行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成29年度に転専攻等をする学生から適用する。

附則

この規程は、平成28年9月12日から施行し、平成29年度に転専攻等をする学生から適用する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に転専攻等をする学生から適用する。